

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
2 多様な米づくり推進総合支援	(1) 非主食用米多収穫・コスト低減推進支援  非主食用米のうち、加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組を推進する。	補助	【機械整備】 1,000～50,000千円(5/10以内)  【施設整備】 1,000～50,000千円(5/10以内)	加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要な機械、多収性品種の導入に伴う乾燥調製施設の増改築、フレコン対応など流通合理化に必要な機械・施設の整備  ※ 多収穫・コスト低減の取組に必要な機械については、国の「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」に掲載の資材費や労働費の低減効果のある営農用機械等及び同等の機能を有するものとする。	・農地所有適格法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター  ※ 「農業者等の組織する団体」については、実施要領第3の4の(4)のウの(ウ)で定める認定農業者等の確保や担い手の位置付けを不要とする。以下、同様。
		リース	【機械整備】 1,000～30,000千円(5/10以内)	加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要なリース用機械、フレコン対応など流通合理化に必要なリース用機械の整備  ※ 多収穫・コスト低減の取組に必要なリース用機械については、国の「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」に掲載の資材費や労働費の低減効果のある営農用機械等及び同等の機能を有するものとする。	・農業協同組合 ・民間リース会社  (認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)

採択基準
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。</li> <li>2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。</li> <li>3 目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。</li> <li>4 目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。</li> <li>2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。</li> <li>3 目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。</li> <li>4 目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。</li> </ol>